

平成30年度答申第8号  
平成30年5月17日

諮問番号 平成30年度諮問第6号（平成30年4月27日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 事案の経緯等

- (1) 故Pは、昭和15年4月11日にA病院において戦傷死した。  
(除籍謄本（戸主：Q）)
- (2) 故Pの兄である故Rは、昭和11年2月19日に故Sと婚姻し、審査請求人は、昭和19年a月b日、両者の三男として出生した。審査請求人は、故Pの甥に当たる者である。  
(改製原戸籍謄本（筆頭者：R）)
- (3) 審査請求人は、平成29年7月6日、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）4条の規定に基づき、故Pに係る第10回特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をした。  
(特別弔慰金請求書)
- (4) これに対し、処分庁は、平成29年9月23日、却下通知書（同月6日付け。以下「本件却下通知書」という。）によって、本件請求を却下した（以

下「本件却下処分」という。)

本件却下通知書の「却下理由」欄には、「戦没後に産まれた甥であるため、請求権がないため」と記載されている。

(却下通知書、受領書、弁明書)

(5) 審査請求人は、平成29年11月6日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書、諮問説明書)

(6) 審査庁は、平成30年4月27日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

## 2 法令の定め

特別弔慰金支給法は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者が特別弔慰金支給法2条3項各号のいずれかに該当し、かつ、平成27年4月1日に当該死亡した者の子がなかった場合において、同日において同法2条の2第1項又は第2項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかったときは、遺族援護法35条1項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の同法2条1項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条3項に規定する準軍属とならなかったならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）に限る。）で、同日において特別弔慰金支給法2条の2第1項1号又は2号に該当しなかったもののうち、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす旨を規定している（同法2条の2第3項）。

また、遺族援護法は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者に限る。）で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものとする旨を規定している（同法35条1項）。

## 3 本件審査請求の要旨

戦没者と1年以上の生計関係がなければ特別弔慰金が認められない法律規則は不服であるので、本件却下処分の取消しを求める。審査請求人が、故Pを含

めた先祖の墓、仏壇等を継承し守り続けている。今後、墓守、仏壇守り等の継承が法の範囲内の人々で収まっていくのか。せめて三親等内とすることはできないのかと思います。厚意で墓守、仏壇守りをせよということでしょうか。

(審査請求書、反論書)

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人は、昭和15年4月11日に死亡した者の甥である。審査請求人が特別弔慰金を受ける権利を有する「戦没者等の遺族」に該当すると認められるためには、審査請求人が死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族でなければならないが、審査請求人は昭和19年a月b日出生であるため、死亡した者の死亡の当時における「戦没者の遺族等」に該当しない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件却下処分は維持することが相当であるから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとしている。

(諮問説明書、審理員意見書)

## 第3 当審査会の判断

### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手續は次のとおりである。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるT（以下「審理員T」という。）、同室総括審理専門官であるU及び同室審理専門官であるV（以下「審理員V」という。）を指名し、うち審理員Tを審理員の事務を総括する者として指定した。

イ 処分庁は、平成30年2月5日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。また、審査請求人は、審理員に対し、同月28日付けの反論書を提出し、大臣官房総務課審理室は、平成30年3月1日にこれを受け付けた。

ウ 審理員Tは、平成30年3月8日付けで、審理関係人に対し、審理手續を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月23日である旨を通知した。

エ 審理員Tは、平成30年3月19日付けで、審査庁に対し、「審理

員 T」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Vは、同日付で、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、本件請求から諮問書の提出までの各手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付（C市長）：平成29年7月6日

（処分庁）：同月20日

本件却下処分：平成29年9月23日（本件請求から11週間）

本件審査請求：同年11月1日（郵送の消印日）

：同月6日（審査庁受付日）

反論書受付：平成30年3月1日（審査庁受付日から16週間）

審理員意見書提出：同月19日（審査庁受付日から19週間）

諮問書提出：平成30年4月27日（審査庁受付日から24週間）

- (2) 本件審査請求申立てから本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 T」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員U及び審理員Vとの合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分の違法性又は不当性の有無について

- (1)ア 特別弔慰金支給法3条に規定する特別弔慰金を受けようとする者は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号。以下「施行規則」という。）の定める様式による特別弔慰金請求書を裁定機関に提出しなければならない（施行規則1条1項）ところ、請求者が特別弔慰金支給法2条の2第3項の規定に該当する者として請求する場合は、「死亡した者の死亡の当時におけるその者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本」（施行規則1条3項2号）、「請求者が死亡した者の死亡の日まで引き続く一年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認めることができる書類及び当該請求者が死亡した者の葬祭を行つた者であるときは、

その事実を認めることができる書類」（施行規則1条3項4号）等を添付しなければならないとされている。

イ そして、審査請求人は、特別弔慰金請求書に添付して、審査請求人作成の平成29年7月6日付けの戦没者等の遺族の現況等についての申立書（審査請求人と「戦没者等の死亡当時における戦没者等との生計関係の有無」欄の「無」に○を付したもの）とともに、平成29年6月30日付けのD市長作成の審査請求人の戸籍個人事項証明書等を提出したが、これによれば、審査請求人は昭和19年a月b日の生まれであることが確認でき、昭和15年4月11日にA病院において故Pが死亡した後に出生したことが明らかである。

(2) ところで、特別弔慰金支給法2条の2第3項は、同項の規定によって「戦没者等の遺族」とみなして特別弔慰金の支給を受けることができる者を「遺族援護法第35条第1項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の遺族援護法第2条第1項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条第3項に規定する準軍属とならなかつたならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）に限る。）」と規定しているところ、上記の「遺族援護法35条1項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族」とは、「死亡した者の死亡の当時における三親等内の親族」をいうものであって、死亡した者の死亡した後に出生した者が含まれないことは、同項の文言から明らかである。

したがって、審査請求人は特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する三親等内の親族には該当しないから、審査請求人を同項の規定によって「戦没者等の遺族」とみなすことはできない。

(3) 以上によれば、本件却下処分に違法又は不当があるとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとした審査庁の判断は妥当である。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ